別表(第3条関係)

種		·		耐用	基準額
目	品目	障害及び程度	性 能 等	年数	(円)
介	特殊寝台	 下肢又は体幹機能障害2級以上	 腕、脚等の訓練のできる器	8	154, 000
護	177/17文 口	の身体障害者(児)、寝たきり	具を付帯し、原則として使	年	104, 000
•		の状態にある難病患者等	用者の頭部及び脚部の傾	,	
訓		22.W.W.(CR) & XEWING D (1	斜角度を個別に調整でき		
練			る機能を有するもの		
支	特殊マッ		褥瘡の防止又は失禁等に	5	19, 600
援	F	で常時介護を必要とする身体障	よる汚染又は損耗を防止	年	
用		害者(児)及び重度知的障害者	するためのマット(寝具)		
具		(児)、寝たきりの状態にある難	にビニール等の加工をし		
		病患者等	たもの		
	特殊尿器		尿が自動的に吸引される	5	67,000
	1,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7	時介護を要する身体障害者	 もので、容易に使用し得る	年	
		(児)、自力で排尿できない難病	もの		
		患者等			
	入浴担架		障害者(児)を担架に乗せ	5	82, 400
	, ,,,,,	で、入浴に介護を要する身体障	 たままリフト装置により	年	
		害者(児)	入浴させるもの		
	体位変換	 下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等又は介助者が体	5	15, 000
	器	で自力で体位変換ができないた	 位を変換させるのに容易	年	
		め、介助者の支援を要する身体	 に使用し得るもの		
		障害者(児)、寝たきりの状態に			
		ある難病患者等			
	移動用リ		介護者が容易に使用し得	4	159, 000
	フト	の身体障害者(児)、下肢又は体	 るもの。天井走行型その他	年	
		幹に障害のある難病患者等	住宅改修を伴うものを除		
			<		
	訓練いす		原則として付属のテーブ	5	33, 100
		の身体障害児	ルをつけるものとする	年	
	訓練用べ		腕又は脚の訓練ができる	8	159, 200
	ッド	の身体障害児、下肢又は体幹に	器具を備えたもの	年	
		障害のある難病患者等			
自	入浴補助	下肢又は体幹機能障害で入浴に	入浴時の移動、座位の保	8	90,000
立	用具	介助を要する身体障害者(児)、	持、浴槽への入水等を補助	年	
生		入浴に介助を要する難病患者等	でき、介護者等が容易に使		
活			用し得るもの。住宅改修を		
支			伴うものを除く		

極	/ 		陸字老然が気目には田1	0	4 450
援	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者等が容易に使用し	8	4,450 手すり付は
用目		の身体障害者(児)、常時介助を	得るもの。(手すりをつけ	年	
具		要する難病患者等	ることができる。)住宅改		5,400 増
			修を伴うものを除く)
	頭部保護	平衡機能又は体幹機能障害があ	ヘルメット型で、転倒の衝	3	スポンジ、革を主原料
	帽	って、起立・歩行時に頻繁に転	撃から頭部を保護できる	年	15, 200
		倒する身体障害者(児)	もの		スポンジ、革、プラスチ
			価格はオーダーメイドの		ックを主原料
			場合に適用。既製品は右記		36, 750
			価格の80%の範囲内		
					12, 160
		等により頻繁に転倒する知的障			
		害者(児)			
	歩行補助	下肢、体幹、平衡及び移動機能	T字状・棒状のつえで手に	3	木材、ニス塗装
	つえ	障害の身体障害者(児)	持って歩行を助けるもの	年	2, 200
	(一本状				軽金属、塗装無
	のみ)				3, 000
					夜光材付は 410 増
					(全面夜光材付は
					1,200 増)
					外装に白色又は黄
					 色ラッカーをしようし
					た場合 260 増
•	移動・移	平衡機能又は下肢若しくは体幹	次のような性能を有する	8	60,000
	乗支援用	機能障害を有し、家庭内の移動	手すり、スロープ等であ	年	·
	具	等において介助を必要とする身	ること	,	
		体障害者(児)、下肢に障害のあ	ア 強度と安定性を有す		
		る難病患者等			
		の発売が近日 子	るもの		
			イ 転倒予防、立ち上が		
			り動作の補助、移乗動		
			作の補助、段差解消等		
			の用具とする		
			住宅改修を伴うものを除		
			<		
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者	足踏ペダルにて温水温風	8	151, 200
		(児)及び訓練を行っても自ら排	を出し得るもの及び介護	年	
		便後の処理が困難な重度知的障	者が容易に使用し得るも		
		害者(児)、上肢機能に障害のあ	の。住宅改修を伴うものを		
		る難病患者等	除く		

	火災警報	障害等級2級以上の身体障害者	室内の火災を煙又は熱に	8	15, 500
	器	(児)、重度知的障害者(児)及び	より感知し、音又は光を発	年	
		難病患者等でそれぞれ火災発生	し屋外にも警報ブザーで		
		の感知及び避難が著しく困難な	知らせ得るもの		
	自動消火	障害者等のみの世帯及びこれに	室内温度の異常上昇又は	8	28, 700
	器	準ずる世帯。	炎の接触で自動的に消火	年	
			液を噴射し、初期火災を消		
			火し得るもの		
	電磁調理	視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者又は知的障害	6	41,000
	器	及び重度知的障害者	者が容易に使用し得るも	年	
			0)		
	歩行時間	視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者(児)が容易に	10	7, 000
	延長信号	(児)	使用し得るもの	年	
	機用小型				
	送信機				
	聴覚障害		音、声音等を視覚、触覚等	10	87, 400
	者用屋内	の世帯及びこれに準ずる世帯で	により知覚できるもの	年	
	信号装置	日常生活上必要と認められる世			
	•	帯			
在	透析液加	│ │ 腎臓機能障害3級以上で自己連	透析液を加温し、一定温度	5	51, 500
宅	温器	続携行式腹膜灌流法(CAPD)によ	に保つもの	年	
療		る透析療法を行っている身体障			
養		害者(児)			
等	ネブライ	 呼吸器機能障害3級以上、音声機	障害者(児)等が容易に使	5	36, 000
支	ザー	能障害3級、体幹機能障害2級又	用し得るもの	年	
援	(吸入器)	 は同程度の障害であって必要と			
用	電気式た	 認められる障害者(児)等	 障害者 (児) 等が容易に使	5	56, 400
具	心吸引器		用し得るもの	年	00, 100
			7.1. 5 14 5 6		17,000
	酸素ボン	医療保険における在宅酸素療法	障害者が容易に使用し得	10	17, 000
	べ運搬車	を行う身体障害者	るもの	年	
	盲人用体	 視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者(児)が容易に	5	9, 000
	温計(音	(児)	使用し得るもの	年	
	声式)				
	盲人用体	視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者が容易に使用	5	18, 000
	重計	(児)	し得るもの	年	
	 動脈血中	 呼吸器機能障害3級以上の身体	障害者(児)等が容易に使	6	難病患者等以外
	酸素飽和	障害者(児)、人工呼吸器の装	用し得るもの	年	72, 000
	日久 元 KP. 774		1		
	測定器	 着が必要な難病患者等			難病患者等

	オキシメ				
	ーター)				
情	携帯用会		携帯式で、ことばを音声又	5	98, 800
報	話補助装	又は肢体不自由者があって、発	は文章に変換する機能を	年	
•	置	声・発語に著しい障害を有する	有し、障害者(児)が容易に		
意		身体障害者(児)	使用し得るもの		
思	情報・通	上肢障害2級又は視覚障害2級以	パーソナルコンピユータ	1人	100,000
疎	信支援用	上の障害があってパソコンの操	周辺機器及びアプリケー	1回	
通	具	作が困難な身体障害者(児)	ションソフトで障害者	限り	
支			(児)が容易に使用し得る		
援			もの		
用			画面の文字や入力内容を		
具			音声化するソフト、画面拡		
			大ソフト、点字ディスプレ		
			イ、スキャナ、入力補助用		
			具(大型キーボード、特殊		
			マウス、ジョイスティッ		
			ク、スイッチ等) ただし、		
			機器修理、バージョンアッ		
			プ、運搬、取付、調整等費		
			用は対象外		
	点字ディ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2	文字等のコンピュータの	6	383, 500
	スプレイ	級以上の重複障害者で必要と認	画面情報を点字等により	年	
		められる身体障害者	示すことのできるもの		
-	点字器	視覚障害があって、視力の低下、	視覚障害者(児)が容易に	5	標準型 10,400
		視野狭窄がある身体障害者(児)	使用し得るもの(点筆を含	年	携帯用 7,200
			む)		
-	点字タイ	視覚障害2級以上で就労若しく	視覚障害者(児)が容易に	5	63, 100
	プライタ	は就学しているか又は就労が見	使用し得るもの	年	
	_	込まれる身体障害者(児)			
-	視覚障害		音声等により操作ボタン	6	録音再生機
	者用ポー	(児)	が知覚又は認識でき、かつ	年	85, 000
	タブルレ		DAISY 方式による録音並		再生専用機
	コーダー		びに当該方式により記録		35, 000
			された図書の再生が可能		
			な製品であって、視覚障害		
			者(児)が容易に使用し得		
			るもの		
	視覚障害	視覚障害2級以上の身体障害者	文字情報と同一紙面上に	6	99, 800
	者用活字	(児)	 記載された当該文字情報	年	

文書読上		を暗号化した情報を読み		
げ装置		取り、音声信号に変換して		
		出力する機能を有するも		
		ので、視覚障害者(児)が容		
		易に使用し得るもの		
視覚障害	視覚障害であって本装置によら	画像入力装置を読みたい	8	198, 80
者用拡大	なければ文字等を読むことがで	もの(印刷物等)の上に置	年	
読書器	きない身体障害者(児)	くことで、簡単に拡大され		
		た画像(文字等)をモニタ		
		ーに映し出せるもの		
盲人用時	視覚障害2級以上の身体障害者。	視覚障害者が容易に使用	10	触読時割
計	なお、音声時計は、手指の触覚	し得るもの	年	10, 30
	に障害がある等のため触読時計			音声時記
	の使用が困難な者を原則とする			13, 30
聴覚障害	聴覚障害又は発声・発語に著し	音声の代わりに、文字等に	5	71,00
者用通信	い障害を有するものであって、	より通信が可能な機器で	年	
装置	コミュニケーション、緊急連絡	あり、容易に使用できるも		
(ファック	等の手段として必要と認められ	0)		
ス・テレビ	る身体障害者(児)			
電話)				
聴覚障害	聴覚障害を有するもので、本装	字幕及び手話通訳付きの	6	89, 90
者用情報	置によりテレビの視聴が可能に	聴覚障害者(児)用番組並	年	·
受信装置	なる身体障害者(児)	びにテレビ番組に字幕及	,	
人们农区		び手話通訳の映像を合成		
		したものを画面に出力す		
		 る機能を有し、かつ災害時		
		 の聴覚障害者(児)向け緊		
		急信号を受信するもので、		
		容易に使用し得るもの		
人工喉頭	喉頭を摘出し、音声・言語機能	障害者(児)が容易に使用	4	笛式 5,000
	障害を有し、音声を発すること	し得るもので笛式又は電	年	気管カニューレ作
	が困難な身体障害者(児)	動式のもの		は3,100増
			5	電動式 70,10
			年	電池又は充電器を
				含む
福祉電話	難聴者又は外出困難な2級以上	障害者が容易に使用し得	_	83, 30
(貸与)	の身体障害者であって、コミュ	るもの		
	ニケーション、緊急連絡等の手			
	段として必要性があると認めら			

		れる障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯			
	ファック ス (貸与)	聴覚又は、音声・言語機能障害3 級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な単身世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得 るもの	_	7,700
	人工内耳 の体外装 置	聴覚障害があって、体外装置を 装着後5年以上経過している者	音を電気信号に変換し、体 内装置に送信する機器で あって、損害保険及び医療 保険適用外のもの	5 年	350, 000
排泄管理	ストーマ 装具 (消化器 系)	直腸機能障害で人工肛門のスト ーマを造設した身体障害者(児)	低刺激性の粘着材を使用 した密封型又は下部開放 型の収納袋とする	_	9, 200
支援用具	ストーマ 装具 (尿路系)	膀胱機能障害で尿路変更のストーマを造設した身体障害者(児)	低刺激性の粘着材を使用 した密封型の収納袋で尿 処理用のキャップ付とす る	_	12,000
	紙おむつ 等	高度の排便、排尿機能障害又は 脳原性運動機能障害2級以上(発 生時期が6歳未満)で排尿若しく は排便の意思表示が困難であ り、恒常的に紙おむつを必要と する3歳以上の身体障害者(児)	紙おむつ、サラシ・ガーゼ 等衛生用品	-	12,000
	収尿器	膀胱機能障害があって排尿のコントロールが困難な身体障害者(児)又は尿路変更のストーマを造設した身体障害者(児)	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	年	男性用 ラテックス製又は ゴム製 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 耐久性ゴム製採尿

		袋を有する物
		簡易型
		5, 900
		ポリエチレン製の
		採尿袋導尿ゴム管
		付(採尿袋20枚を1
		組とする)

(注)

- 1 「身体障害者(児)」とは身体障害福祉法(昭和24年法律第283号)第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者及び身体障害児をいう。「知的障害者(児)」とは愛知県から療育手帳の交付を受けた知的障害者及び知的障害児をいう。「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定される、治療法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が更生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。